

「災害時避難行動要支援者個別避難計画」 作成マニュアル



支えあい 信頼しあい
つながりあえるまち
彦根

平成24年（2012年）3月
彦根市社会福祉課

目 次

I	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	近年の災害と要支援者支援の重要性	
1	支援を必要とする人がいます・・・・・・・・	3
	避難行動要支援者とは	
	地域の支えあいが重要	
	地域をよく知ろう	
2	支援の仕組みづくり・・・・・・・・	4
	支援の輪を広げる	
3	支援マニュアル策定の必要性・・・・・・・・	5
4	彦根市地域防災計画の位置づけ・・・・・・・・	5
5	マニュアルの意義・・・・・・・・	5
II	マニュアルの策定・・・・・・・・	6
1	共通事項・・・・・・・・	6
2	個別事項・・・・・・・・	6
	要支援者の特性ごとの対応方法等	
3	関連機関との連携を進める・・・・・・・・	18
4	避難行動要支援者の方も、自分でできる災害への備えをしましょう・・・・・・・・	19
III	資料・・・・・・・・	20
	(資料1) 彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱	
	彦根市災害時避難行動要支援者登録申請書(様式第1号)	
	彦根市災害時避難行動要支援者登録に係る同意書(様式第2号)	
	彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票(様式第3号)	
	(資料2) 彦根市防災計画 第2部 第3章 第1節 5(抜粋)	
	(資料3) タイムライン、ケアマニュアル	



I はじめに

近年の風水害や大地震ではその犠牲者の多くを高齢者が占めています。高齢者や障害のある人等の避難行動要支援者の犠牲を減らすためには、避難支援体制を構築する必要があります。

避難行動要支援者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難することなど、災害時に誰かの支援を要する人々で、一般的に高齢者、障害のある人、外国籍市民、乳幼児、妊婦等があげられます。

要支援者の更なる避難対策を進めていくためには、避難所における支援とともに、医療機関（医師、保健師、看護師など）、社会福祉協議会、介護保険制度関係者等の福祉サービス提供者、自主防災組織、民生委員・児童委員、障害者団体、関係企業、ボランティア、NPO 等の様々な関係機関等の間の連携を強め、避難支援体制を構築・発展させていくことが重要となっています。

避難支援体制の整備を進めるに当たっては、要支援者自らの積極的な取組が不可欠です。また、自助・共助による必要な支援が受けられない要支援者を早急に特定し、重点的に進める必要があります。発災時には、避難支援プラン等を基に計画的・組織的な避難支援を実施することが重要です。

1 支援を必要とする人がいます

○ 避難行動要支援者とは

具体的に風水害や大地震などの災害が発生した時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握することや自分や家族の力だけでは安全な場所へ避難することができない。また、避難できても避難所での生活において大きな困難があるなど、まわりの人の手助けや、特別な配慮が必要な人たちのことです。

一般的に高齢者、障害のある人、外国籍市民、乳幼児、妊婦等が避難行動要支援者にあたります。

- ☐ 移動することが困難な人
- ☐ 情報を入手することや発信することが困難な人
- ☐ 急激な状況の変化に対応が困難な人
- ☐ 薬や医療装置が常に必要な人
- ☐ 日常生活上介助が必要な人
- ☐ 精神的に著しく不安定な状況をきたす人
- ☐ 言語、文化、生活習慣への配慮が必要な人 など



○ 地域の支えあい的重要

大災害が発生したとき、消防や警察などの防災に携わる機関はすぐに対応することはできません。行政の支援（公助）には限界があります。このため、近隣の方々の支え合いが重要です。

要支援者の避難にあたっては、まず要者支援自身や家族による”自助”と隣人・友人など地域で助け合う”共助”で取り組みましょう。

○ 地域をよく知ろう

自主防災組織をつくり、また多くの方に参加していただき、住民同士の輪を広げよう。

災害時に適切な行動がとれるように、実践的な防災訓練を要支援者と一緒に行ったり、「地域の防災マップ」づくりなどで地域の特性を知りましょう。



2 支援の仕組みづくり

○ 支援の輪を広げる

いつ、どこで、だれが、何を、どのように、必要としているのかを把握することが必要です。

(1) いざというとき避難支援をするためには、日頃から地域の中で「声かけ」や「見守り活動」を通じて、お互いに顔の見える関係づくりが必要であると住民自身が気づき、自分たちの地域をより安心して住みよいまちにするために様々な住民活動が展開されることが必要です。



(2) 住民活動と専門職がつながるネットワークづくりの基本的な考え方は

- ① 地域で気になる人を住民同士で見守りを行う
- ② 一緒に活動を行う仲間づくりを行う
- ③ 地域にあった様々な方法を考える
- ④ 活動が続ける中で気づいたことを共有し合う場づくりを行う

(3) 地域ならではの日常的な見守りや助け合いが、周りにある、それがすべての人が安心して暮らせる街といえます。

(4) 地域(在宅)生活支援を行うためには住民同士のネットワーク(マップづくり、見守り、声かけ、サロン活動等)や専門職間のネットワークなどがあります。地域の課題や支援を必要とする個人や世帯を真ん中に据えて地域ぐるみで検討し、新たな支援の形をつくる協働のための出会いの場(ネットワークづくり)が必要です。

3 支援マニュアル策定の必要性

○本市では、平成 20 年に彦根市災害時要援護者支援制度実施要綱を定め、災害時等における要支援者の支援を適切に行えるよう登録制度を導入(平成 26 年に彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱に全面改正)しました。

○登録者情報を要綱に定める関係機関等に提供し、災害時の避難支援が地域で行えるようにしています。

○一方、要支援者ごとの配慮事項や避難時の配慮事項が明確でなく、要支援者の個別の特性に合った個別避難計画策定には至っていないため、確実な避難支援が可能かどうか憂慮するところです。

4 彦根市地域防災計画の位置づけ

○彦根市地域防災計画第 2 部第 3 章第 1 節 5 の避難行動要支援者の避難支援制度の推進(資料 2 参照)では確実な避難支援の推進が謳われています。

5 マニュアルの意義

○災害時に確実な避難を完了させるためには、災害発生時における要支援者の個別支援が個別具体的に行われることが重要です。

○そのためには要支援者に対して、いつの時点で、どこで(要支援者の居住位置)、誰の支援のもとに、どのような支援の方法で(障害の状況および障害特性等の把握)、どこに避難するか、避難途上の危険性の想定などに対応した個別避難計画が必要となります。(5W1H 等)

○個別避難計画を策定する際に、それぞれの要支援者の分類(彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱第 3 条第 1 項各号(資料 1 参照))ごとに支援の配慮事項を明確にすることが、要支援者の安心・安全につながります。



Ⅱ マニュアルの策定

個別避難計画の策定にあたり、共通的に支援計画において明らかにしておくべき事項と、支援の必要性に着目した身体等の状況による個別的な支援内容の事項を明らかにしておくことが、平常時の支援および災害発生時の支援には有効に機能することとなります。

上記の観点から下記に、個別避難計画策定にあたっての共通事項、個別事項の記載内容等をまとめました。

1 共通事項

- ① 住所、氏名、生年月日、性別、電話番号
- ② 小学校区
- ③ 自治会名
- ④ 自主防災組織名
- ⑤ 民生委員・児童委員名
- ⑥ 身体等の状況
- ⑦ 家族または親族の状況
家族構成、要支援者の親、兄弟、子どもなど親族の連絡先を把握しておく。
- ⑧ 地域協力者の連絡先
- ⑨ 要介護および障害の程度
 - (1) 満75歳以上の独居の高齢者または満75歳以上の者のみで構成する世帯の高齢者
 - (2) 要介護3、4、5の認定を受けている者
 - (3) 身体障害者手帳1級、2級を有する者
 - (4) 療育手帳A1、A2を有する者
 - (5) 精神障害者保健福祉手帳1級、2級を有する者
 - (6) 難病患者
 - (7) (1)～(6)に準じる状態にあり、災害時に避難支援等が必要である者
(状態：)
- ⑩ 作成手順
 - (1) 災害時避難行動要支援者制度に登録 . . . ローリスク層（対象者全員）
 - (2) タイムラインの作成 . . . ミドルリスク層
 - (3) ケアマニュアルの作成 . . . ハイリスク層

2 個別事項

平素から、障害等の特性を十分理解することが災害時の要支援者の安心・安全な避

難支援につながります。このことから、以下に障害特性や障害者避難支援の方法等について記載します。

●要支援者の特性ごとの対応方法等

《視 覚 障 害》

避難行動等の特徴	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難生活における配慮事項
●被害の状況を知ることができない。（視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い。） ●災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなる。 ●避難所等慣れない場所で行動することが難しい。（単独では素早い行動ができない。）	●視覚による緊急事態等の把握が不可能な場合や瞬時に把握が困難な場合が多いため、音声による情報伝達および状況説明が必要。 ●日常の生活圏外では、介護者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要。	●市役所からの広報、その他生活に関する情報等が来た時には、必ず知らせる。 ●「お手伝いしましょうか」など、まず声かけを行う。 ●話すときは、はっきり、ゆっくり大きな声でわかりやすい口調で伝える。 ●音声情報で複数回繰り返す。 ●点字や拡大文字のほか、指文字や触手話、指文字、手のひら書きなど、一つないし複数の組み合わせでコミュニケーションをとり情報提供に努める。	●安否確認および避難所への避難誘導（歩行支援）を誰が行うのか、予め取り決めておく。 ●白杖等を確保する。 ●誘導するときは、杖を持った方の反対の手で「ひじ」の上あたりをつかんでもらい、ゆっくりと歩く。 ●避難する途中では、声かけをしっかりと行う。 ●避難誘導は、相手のペースで行い、引っ張ったり、焦らす行為は可能な限り慎む。 ●ラジオなどを携帯する。	●避難所内の案内を行う。特に、トイレや水道などの場所確認のための誘導を行う。 ●仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮する。

避難行動等の特徴	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難生活における配慮事項
		● 盲ろう者通訳・介助員を避難所等へ派遣する。	● 可能であれば点字ブロックが敷設してある道路を誘導する。 ● また、日常生活圏であっても、災害時には環境の変化から認知地図が使用不能となる場合があることに配慮する。	

《聴 覚 障 害》

避難行動等の特徴	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難生活における配慮事項
●音声による情報が伝わらない。（視覚以外での異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない。） ●緊急時でも、言葉で人に知らせることが難しい。 ●外見からは障害のあることがわからない。 ●知的障害や肢体不自由障害、視覚障害、精神障害などの障害が重複する聴覚障害者もいることにも留意する。	●音声による避難・誘導の指示が認識できないため、手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要である。 ●障害が重複する聴覚障害者の場合には、さらに併せ持つ障害に応じたニーズがあることに留意。	●正面から口を大きく動かして話す。 ●文字や絵などを組み合わせた筆談で情報を伝える。（常時筆記用具を用意しておく。※筆記用具が無い場合は、手のひら等に指で字を書く。） ●盲ろう者の通訳・介助員、手話通訳者および要約筆記者を避難所などに派遣する。 ●掲示板、ファクシミリ、携帯メール、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字情報を得るためテレビを避難所に設置することに努める。	●手話や文字情報によって、状況説明を行い、避難所等へ誘導する。（筆記用具等を用意しておく。） ●障害が重複する聴覚障害者の場合には、更に併せ持つ障害に応じた配慮が必要になる。	●伝達事項は、紙に書いて知らせる。 ●派遣された手話通訳者、要約筆記者等にも協力を求める。 ●障害が重複する聴覚障害者の場合には、更に併せ持つ障害に応じた配慮が必要になる。

避難行動等の特徴	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難生活における配慮事項
		●障害が重複する聴覚障害者の場合は、さらに併せ持つ障害に応じた支援が必要になる。		

《言 語 障 害》

避難行動等の特徴	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難生活における配慮事項
●緊急時でも、言葉で人に知らせることが難しい。 ●外見からは障害のあることがわからない。	●自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難であるため、手話・筆談等による状況把握が必要である。	●伝えた情報が確実に伝わったかを言葉や手話、筆談等により確認する。	●言葉や手話、文字情報によって、状況説明を行い、避難所等へ誘導する。（筆記用具等を用意しておく。）	●伝達事項は、言葉や紙に書いて知らせる。 ●派遣された手話通訳者、要約筆記者等にも協力を求める。

《肢 体 不 自 由 障 害》

避難行動等の特徴	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難生活における配慮事項
●自分の身体の安全を守ることが難しい。 ●自力で避難することが難しい。	●自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車いす等の補助器具が必要である。この場合、メンテナンスキット（空気入れ、パンク修理、工具）も必需品である。	●必ず誰かが付き添い、本人の意思を確認のうえ、車いすの介助などの援助を行う必要がある。	●自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。 ●階段では、必ず3人以上で援助する。階段を上がるときは前向きで、下がるときは後ろ向きにして恐怖感を与えないようにする。	●車いすが通れる通路を確保する。 ●家具の転倒防止などの安全を確認する。 ●車いす用のトイレを確保する。

《内 部 障 害》

避難行動等の特徴	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難生活における配慮事項
●自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ●外見からは障害のあることが分かりにくい。 ●心臓、腎臓、呼吸器などに機能障害があり、人工透析など医療行為が必要な場合がある。 ●医薬品を携帯する必要がある。 ●常時医療機材（人工呼吸器、酸素ボンベなど）を必要とする人がいる。	●自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるため、車いす等の補助器具が必要である。 ●心臓機能障害、腎臓機能障害や呼吸器機能障害などでは、体力低下や体調面での変動を伴うことが多いため、配慮が必要である。 ●医薬品や医療機材を携帯するため、医療機関等による支援が必要である。 ●ぼうこうまたは直腸機能障害にあってはストマ用装具が必要である。		●常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましい。移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。	●医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。 ●医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。 ●食事制限の必要な人の確認も必要。 ●薬やケア用品の確保も必要。 ●ストマ用装具装着者にとってはトイレや水道などの水洗い場や交換場所、補装具置場等が必要。 ●各種装具・器具用の電源確保が必要。

《知的障害》

避難行動等の特徴	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難生活における配慮事項
●急激な環境の変化に順応しにくい。 ●一人では理解や判断することが難しく（緊急事態等の認識が不十分な場合）、環境の変化により、精神的に不安定になる場合がある。	●緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化により精神的に不安定になる場合があるため、何が起こったかを短い言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく伝えて事態の理解を図るとともに、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導する必要がある。 ●「ゆっくり」「ていねいに」「繰り返し」説明し、本人にわかりやすいようにする。	●具体的に、短い言葉で、わかりやすく情報を伝える。 ●絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。 ●具体的な予定や見通しを先に説明する。 ●精神的に不安定になる場合があることに配慮する。 ●否定的な言葉がけではなく、肯定的な言葉がけを行う。	●一人にいる時に危険が迫った場合には、緊急に保護する。 ●災害の状況や避難所等の位置を、短いことばや文字、絵、写真などを用いてわかりやすく説明するとともに、必要に応じて誘導する。 ●精神的に不安定な場合には、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。 ●道順などは手で方向を示す。	●環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活をわかりやすく伝えて理解を図るとともに、日常の支援者が適切に話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。 ●本人の様子をよく知る人に支援方法を確認する。 ●言葉を理解できないときでも、身振り、手振りなどで孤立させないよう声をかける。

《精神障害》

避難行動等の特徴	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難生活における配慮事項
●災害発生時には、精神的に不安定になる場合がある。 ●自分で危険を判断し、行動することができない場合がある。 ●普段から服用している薬を携帯する必要がある。	●災害発生時には精神的に不安定になる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要である。 ●服薬を継続することが必要な人が多いため、日ごろから自ら薬の種類を把握するよう指導するとともに、医療機関による支援が必要である。	●具体的に、わかりやすく簡単に情報を伝える。 ●精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する。	●災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、必要に応じて無理のない方法で誘導する。 ●精神的に不安定となっている場合には、時間を取り気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。	●孤立してしまうことが多いため、知人や仲間と一緒に生活できるように配慮する。 ●服薬を継続するため、本人および援助者は薬の名前、量を知っておくこと、例えばお薬手帳などを活用する。 ●関係機関や医療機関等との連絡・支援体制の整備が必要である。

《難 病 ・ 特 定 疾 患》

避難行動等の特徴	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難生活における配慮事項
● 疾患によって、身体障害者手帳を所持し、あるいは、障害者に準ずる状態にあることから、それぞれの障害特性に配慮した対応をとる必要がある。 ● 治療法が確立していない疾患であることから、日常的に必要な医薬品等を確保する必要がある。	● 肢体不自由の場合や、外見からは障害があることが分からない場合があるため、それぞれの病態や症状に応じた避難誘導等の援助が必要である。 ● 人工呼吸器や人工透析などの医療行為が必要な場合がある。 ● 慢性疾患患者が多く、医薬品の確保について医療的援助が必要な場合がある。	● 視覚、聴覚に障害がある場合や、認知症をとまなう場合もあり、それぞれの状態を把握し、理解しやすい方法で情報を伝えることが必要である。	● 肢体不自由や内部障害のある人と同様に、車いすやストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましい。 ● 常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯することが望ましい。	● 医療機関の協力による巡回診療の実施。 ● 人工呼吸器や人工透析をはじめ生命に関わる医療行為を必要とする患者を早期に医療機関へ移送する必要がある。 ● 服薬を継続するため、医薬品の確保が必要である。



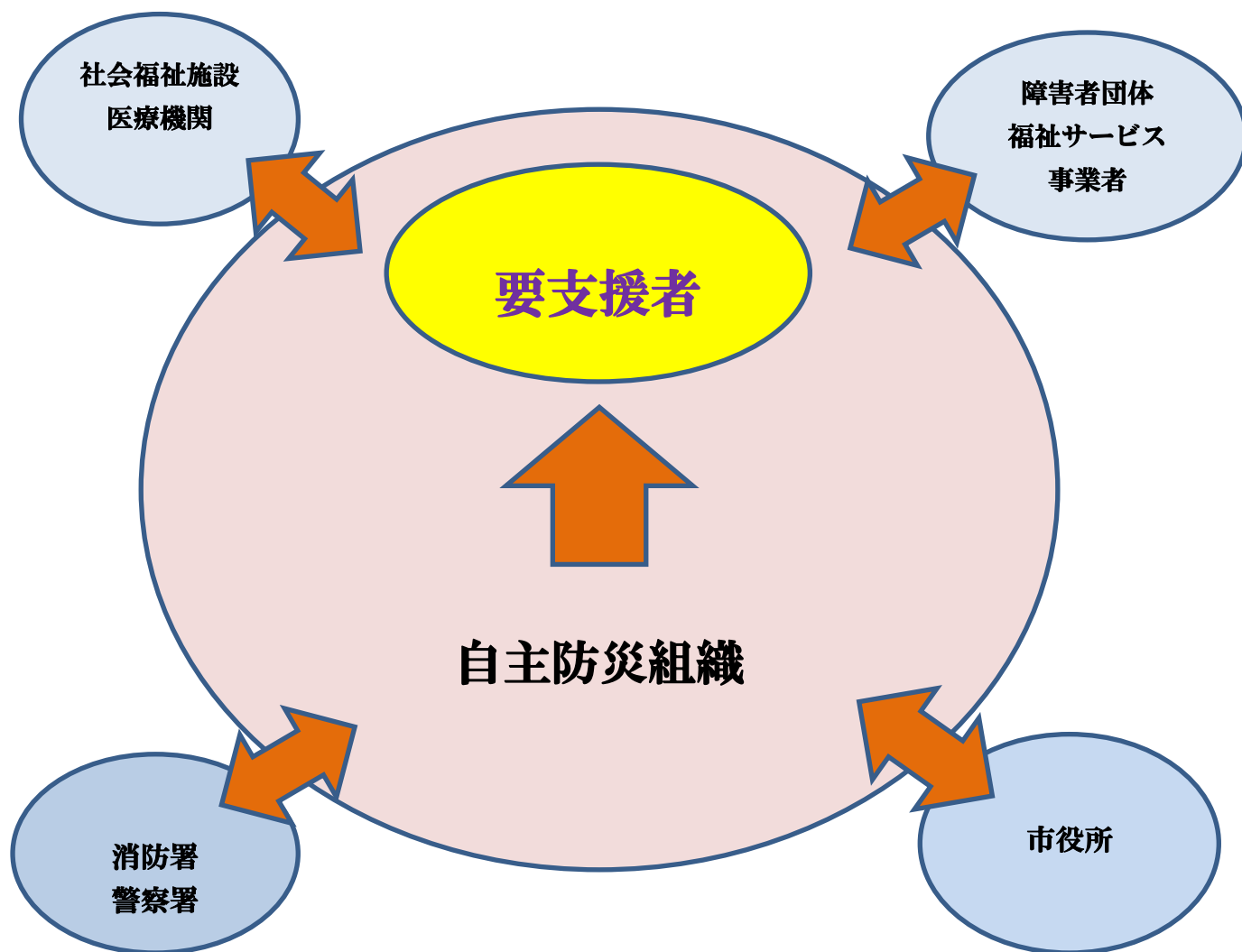
《認知症等》

避難行動等の特徴	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難生活における配慮事項
●急激な環境の変化への適応が難しい。 ●時間、場所、人に関する状況を把握する能力が低下し、混乱することがある。 ●物事を考えたり、理解したり、判断する能力が低下し、体調の変化に気づきにくい。また、うまく意思を伝達できないことがある。 ●言葉が出てこなかったり、意味を理解できないことがある。 ●食事や排泄、更衣に見守りや支援が必要なことがある。	●緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、日常の支援者が同伴するなど、気持ちを落ち着かせる必要がある。	●具体的に、短く、ゆっくりとした口調で情報を伝える。 ●身振りや絵文字などを活用して情報を伝える。	●動揺している場合は、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。	●環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が、適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。 ●本人の様子や体調の変化に気をつける。 ●高血圧等の持病があることが多い。 ●服薬治療をしているときは、薬の内容を把握し、服薬状況の確認を行う。

3 関連機関との連携を進める

具体的な支援を行うために、さまざまな組織や団体とも連携して、取組みの輪を広げていくことが大切です。特に地域内の団体には、自主防災組織の一翼を担っていただくように連携を深めましょう。

障害者団体、福祉サービス事業者などは要支援者と普段から関わりが深いため、自主防災組織の活動の周知や、災害時の情報伝達などで、組織のネットワークを活かした支援が期待されます。また、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者など、地域を基盤として相談支援を行っている機関と連携しましょう。



4 避難行動要支援者の方も、自分でできる災害への備えをしましょう

① 身近な人たちとのコミュニケーション

日頃から隣近所や身近な人たちとのコミュニケーションを大事にし、地域の活動等にも積極的に参加して、自分のことをよく知ってもらいましょう。

② 情報の入手

災害情報等、自らの安全確保に必要な情報の入手方法を把握しておきましょう。

③ 必要薬・生活用品の確保

自身の状況に応じて必要な医薬品、医療器具、生活用品を準備しておきましょう。

特殊な医薬品、医療器具を使用している場合はおおむね 1 週間分を確保しておきましょう。



Ⅲ 資 料

(資料 1)

○彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱

(平成 26 年 4 月 1 日告示第 99 号)

彦根市災害時要援護者支援制度実施要綱(平成 20 年彦根市告示第 97 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に実施する災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)第 49 条の 10 第 1 項に規定する避難行動要支援者(以下「避難行動要支援者」という。)に対する同項に規定する避難支援等(以下「避難支援等」という。)に必要なとなる避難行動要支援者の名簿の作成等について、必要な事項を定めるものとする。

(位置付け)

第 2 条 この要綱は、彦根市地域防災計画に位置付けるものとする。

(避難行動要支援者)

第 3 条 避難行動要支援者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 満 75 歳以上の独居の高齢者または満 75 歳以上の者のみで構成する世帯の高齢者
- (2) 要介護 3、4 または 5 の認定を受けている者
- (3) 1 級または 2 級の等級の身体障害者手帳を有する者
- (4) A1 または A2 の等級の療育手帳を有する者
- (5) 1 級または 2 級の等級の精神障害者保健福祉手帳を有する者
- (6) 難病患者(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号)別表に掲げるものによる障害の程度が日常生活または社会生活に相当な制限を受ける程度である者であって 18 歳以上であるものをいう。)
- (7) 前各号に準じる状態にある者で、特に災害時の避難支援等が必要であると認められるもの

(避難行動要支援者の情報の収集)

第 4 条 市長は、法第 49 条の 10 第 4 項の規定により、避難行動要支援者を把握するため、前条各号に該当する者に係る個人情報について、市が保有する場合はその情報を利用し、滋賀県が保有する場合は滋賀県に対し情報の提供を求めるものとする。

2 市長は、避難行動要支援者を把握するため、前項に掲げる方法によるほか、民生委員・児童委員その他関係機関に対し、必要な調査を行うものとする。

(避難行動要支援者名簿)

第 5 条 市長は、法第 49 条の 10 第 1 項の規定により、前条の規定により収集した避難行動要支援者の情報を基に彦根市避難行動要支援者名簿(以下「避難行動要支援者名簿」

という。)を作成し、管理し、および保管する。

- 2 避難行動要支援者名簿は、福祉保健部社会福祉課、高齢福祉推進課および障害福祉課、市長直轄組織危機管理課ならびに消防本部警防課(以下「関係課」という。)において利用する。
- 3 法第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者(以下「避難支援等関係者」という。)に同条第3項の規定により避難行動要支援者名簿の情報を提供することができる場合において、避難行動要支援者が居住する地域の自治会(次条第5項において「自治会」という。)は、避難支援等関係者とする。
- 4 法第49条の11第3項の規定により避難行動要支援者名簿の情報を提供する場合において、市長は、彦根市災害対策本部において審査の上、情報の提供の適否を決定するものとする。
- 5 前項の規定により提供する情報および提供先は、予想される災害の種別および規模、予想される被災地域の地理的条件、過去の災害経験等を総合的に勘案し、避難支援等の実施のための必要最小限のものとする。

(災害時登録者名簿)

- 第6条 市長は、避難行動要支援者名簿に登載された避難行動要支援者のうち、地域住民等による避難支援等を希望する者を災害時避難行動要支援者として登録した彦根市災害時避難行動要支援者登録者名簿(以下「災害時登録者名簿」という。)を作成するものとする。
- 2 災害時登録者名簿への登録を希望する者は、地域協力者(当該希望する者の近隣者等のうち当該希望する者の避難支援等に協力することができるものをいう。以下同じ。)を可能な限り指名し、彦根市災害時避難行動要支援者登録申請書(別記様式第1号)に、避難支援等を受けるために必要な自己の情報および当該地域協力者に係る情報を記載して市長に提出するものとする。
- 3 前項の申請を行う者(以下「申請者」という。)および地域協力者は、当該申請に当たり、自己の災害時登録者名簿の情報が関係課において利用されること、および平常時から避難支援等関係者に提供されることについて同意するものとし、彦根市災害時避難行動要支援者登録に係る同意書(別記様式第2号)を彦根市災害時避難行動要支援者登録に係る同意書(別記様式第2号)をもって同意するものとし、同項の申請書に添えて市長に提出するものとする。
- 4 市長は、第2項の申請書および前項の同意書が提出されたときは、当該申請者を災害時避難行動要支援者として災害時登録者名簿に登録する。
- 5 市長は、災害時登録者名簿に登録した情報を関係課において利用し、および第8条の規定により避難支援等関係者(彦根警察署、民生委員民生委員・児童委員、社会福祉法人彦根市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)、自主防災組織、自治会および地域協力者に限る。)に提供するものとする。この場合において、彦根警察署および市社協への提供は、避難支援等に係る協定に基づき行うものとする。

(災害時登録者名簿の保管等)

- 第7条 災害時登録者名簿は、正本および副本を作成する。

2 災害時登録者名簿の正本は市長が保管し、副本は関係課が保管するものとする。

(災害時避難行動要支援者登録情報記録票等)

第 8 条 市長は、災害時登録者名簿により彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票(別記様式第 3 号。以下「記録票」という。)を作成し、第 6 条第 5 項に規定する避難支援等関係者に提供するとともに、その写しを当該登録要支援者に交付するものとする。

2 前項の規定により記録票の提供を受けた同項に規定する避難支援等関係者(以下「登録情報受領者」という。)は、彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票受領書(別記様式第 4 号)を市長に提出するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、市長は、必要があるときは、災害時登録者名簿により彦根市災害時避難行動要支援者登録者一覧表(別記様式第 5 号。以下「一覧表」という。)を作成し、第 6 条第 5 項に規定する避難支援等関係者に提供するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

(記録票による支援)

第 9 条 登録情報受領者は、登録要支援者に対し、記録票または一覧表(以下「記録票等」という。)により次に掲げる避難支援等の実施に努めるものとする。

(1) 災害時における避難誘導、安否確認等

(2) 前号の活動を容易にするために平常時から地域において行う声掛け、安否確認等

(3) 災害時に備えた避難訓練、防災訓練等への災害時避難行動要支援者の参加を促進する活動

2 前項の規定にかかわらず、彦根警察署および市社協は、避難支援等に係る協定に基づき、避難支援等を実施するものとする。

3 登録情報受領者は、記録票を避難支援等以外の目的で利用してはならない。

(記録票等の複製)

第 10 条 記録票等は、原則として複製してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、災害時において避難支援等の実施に必要な場合は、登録情報受領者は、複写による記録票等を取り扱う者を定めた上で記録票等を必要な枚数に限り複製することができるものとする。この場合において、登録情報受領者は、当該複写による記録票等を使用後速やかに回収し、適正な方法による廃棄、市への返却等の措置をとるものとする。

(記録票等の保管等)

第 11 条 登録情報受領者は、記録票等を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が避難支援等に関わらない者に知られないよう適切に管理しなければならない。

2 登録情報受領者は、記録票等を紛失したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

3 登録情報受領者は、不要となった記録票等を市に返却するものとする。

4 登録情報受領者は、記録票等に記載された情報および避難支援等の実施において知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。避難支援等を離れた後も同様とする。

(登録要支援者の取組)

第 12 条 登録要支援者は、平常時から、登録情報受領者と連携し、災害時において避難す

る時に持ち出す必要がある物品等の準備に努めるとともに、災害時に備えた避難訓練、防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(登録事項の変更等)

第 13 条 市長は、避難行動要支援者名簿にあっては随時に点検するよう努めるものとし、災害時登録者名簿にあっては毎年度 1 回登録事項を点検するものとする。

2 登録要支援者または登録情報受領者は、記録票に記載された事項に変更が生じたときは、速やかに市長に報告するものとする。

3 市長は、前項の規定による報告があったときは、災害時登録者名簿の原本にその旨を記載するとともに、必要に応じて、登録要支援者、登録情報受領者および関係課に変更事項を連絡するものとする。

(登録要支援者の登録の推進)

第 14 条 市長は、登録要支援者の登録を推進するため、広報紙等によりその周知を行うものとする。

2 登録情報受領者は、前項の周知に協力するよう努めるものとする。

(庶務)

第 15 条 この要綱に関する事務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(事業の委託)

第 16 条 市長は、災害時避難行動要支援者制度の実施について市社協に委託することができるものとする。

2 前項の場合における第 6 条第 5 項後段および第 9 条第 2 項の規定の適用については、第 6 条第 5 項後段中「彦根警察署および市社協への提供は、避難支援等に係る協定に基づき」とあるのは「彦根警察署への提供にあっては避難支援等に係る協定に基づき、市社協への提供にあっては委託契約に基づき」と、第 9 条第 2 項中「彦根警察署および市社協は、避難支援等に係る協定に基づき」とあるのは「彦根警察署は避難支援等に係る協定に基づき、市社協は委託契約に基づき」とする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 28 年 4 月 1 日告示第 121 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 31 年 4 月 1 日告示第 85 号)

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 3 年 12 月 1 日告示第 264 号)

この告示は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

付 則(令和 4 年 4 月 1 日告示第 148 号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 5 年 7 月 27 日告示第 201 号)

この告示は、令和 5 年 7 月 27 日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

彦根市災害時避難行動要支援者登録申請書

ふりがな		性 別	男 ・ 女
氏 名		電話番号	
		携帯電話番号	
生年月日	年 月 日生 (歳)	FAX番号	
郵便番号	〒	地 区	
住 所	彦根市	(小学校区)	
1	あなたが該当する項目の番号に○印をしてください。 (7)の場合は、その状態も記入してください。 ※この項目は情報提供しません。	(1) 満75歳以上の独居生活または満75歳以上の者のみの世帯 (2) 要介護 3 ・ 4 ・ 5 の認定を受けている者 (3) 身体障害者手帳 1級 ・ 2級 を有する者 (4) 療育手帳 A1 ・ A2 を有する者 (5) 精神障害者保健福祉手帳 1級 ・ 2級 を有する者 (6) 難病患者 (7) (1)～(6)に準じる状態にあり、災害時に避難支援等が必要である者 (状態は、)	
2	あなたの身体等の状況に当てはまるもの全てに○印をしてください。	(1) 寝たきり (2) 手が不自由 (3) 足が不自由 (4) 目が不自由 (5) 耳が不自由 (6) 医療機器等の携帯が必要 (7) 常時薬の所持を要する (8) その他 () (9) 健康	
3	あなたが受けたい支援等の番号に○印をしてください。	(1) 安否確認のみでよい。(避難等の災害情報の伝達を含む。) (2) 避難場所まで付き添ってほしい。・車椅子が(必要 ・ 不要) ・車椅子 (所有 ・ なし) (3) 移動が困難なので、車などで避難場所まで搬送してほしい。 ・車椅子が(必要 ・ 不要) ・車椅子(所有 ・ なし) (4) その他 () (5) 支援の必要はない	
4	家族構成・同居状況等(本人を含む。)	人	
5	上記の1～5の事項以外に避難支援等で特に気を付けて欲しいことを記入してください。		

裏面も必ずご記入ください。

6	家族または親族の緊急時の連絡先	ふりがな 氏 名	あなたとの 関 係	住 所		電話番号(携帯電話番号)
7	避難等を手助けいただく地域協力者の連絡先 ※介護事業所等はサービス等を利用されている場合はご記入ください。	ふりがな 氏 名	あなたとの 関 係	住 所		電話番号(携帯電話番号)
		介護事業所等	担当者	住 所(事業所の住所)		電話番号(事業所)
8	民生委員・児童委員	氏 名		住 所		電話番号(携帯電話番号)
9	自主防災組織名			10	自治会名	
11	避難する場所を記入してください。	【避難場所等の名称】				

居 宅 か ら 避 難 場 所 へ の 経 路 図	
居宅から避難場所までの経路を記入してください。(書けない場合はそのまま提出してください。)	

様式第2号(第6条関係)		年 月 日					
彦根市長 様							
		あなたの住所					
		あなたの氏名					
地域協力者の住所・氏名							
地域協力者の住所・氏名							
地域協力者の住所・氏名							
地域協力者の住所・氏名							
※地域協力者の欄は地域協力者本人に署名していただくようお願いいたします。 また、地域協力者の登録をされる人数分の記載をお願いします。全ての欄を必ず記載しないとイケないものではありません。 彦 根 市 災 害 時 避 難 行 動 要 支 援 者 登 録 に 係 る 同 意 書 私は、彦根市災害時避難行動要支援者の登録に当たり、災害対策基本法および彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱により、下記のことにご同意します。記載した緊急連絡先、地域協力者等の情報が共有されることについても併せて同意します。（※家族や親族にも許可を取った上で同意してください。） 記 <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>申請書に記載された個人情報が「彦根市災害時避難行動要支援者登録者名簿」に登録され、市関係課(社会福祉課・高齢福祉推進課・障害福祉課・危機管理課・警防課)で情報共有されること。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>申請書の1の項目を除き、申請書に記載された個人情報が「彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票」として、地域協力者、地域の民生委員・児童委員、自主防災組織代表者および自治会長(町内会長)へ提供されること。</td> </tr> </table>				1	申請書に記載された個人情報が「彦根市災害時避難行動要支援者登録者名簿」に登録され、市関係課(社会福祉課・高齢福祉推進課・障害福祉課・危機管理課・警防課)で情報共有されること。	2	申請書の1の項目を除き、申請書に記載された個人情報が「彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票」として、地域協力者、地域の民生委員・児童委員、自主防災組織代表者および自治会長(町内会長)へ提供されること。
1	申請書に記載された個人情報が「彦根市災害時避難行動要支援者登録者名簿」に登録され、市関係課(社会福祉課・高齢福祉推進課・障害福祉課・危機管理課・警防課)で情報共有されること。						
2	申請書の1の項目を除き、申請書に記載された個人情報が「彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票」として、地域協力者、地域の民生委員・児童委員、自主防災組織代表者および自治会長(町内会長)へ提供されること。						

彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票

(災害時避難行動要支援者登録者)

フリガナ 登録者の名 氏			性 別	男 ・ 女	
			電 話 番 号		
			携帯電話番号		
生年月日			F A X 番号		
郵便番号	〒		地 区		
住 所	彦根市		(小学校区)		
1	身体等の状況				
2	受けた支援等				
3	家族構成・同居状況等(本人を含む。)		人		
4	その他避難支援等で特に気を付けてほしいこと				
5	家族または親族の緊急時の連絡先	氏 名	登録者との関係	住 所	電話番号(携帯電話番号)
6	避難等を手助けいただく地域協力者の連絡先	氏 名	登録者との関係	住 所	電話番号(携帯電話番号)
		介護事業所等	担当者	住 所(事業所の住所)	電話番号(事業所)
7	民生委員児童委員	氏名	住所	電話番号	
8	自主防災組織名				
9	自治会名				

地 図

10	避難場所	①		②	

(資料 2)

○ 彦根市防災計画 第 2 部 第 3 章 第 1 節 5 (抜粋)

5 避難行動要支援者の避難支援制度の推進

市は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

なお、「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組指針」（内閣府）に示される、「地域防災計画において定める必須事項」についての詳細は、資料編（P7-1-122）に示す。

また、災害時における要配慮者の円滑・迅速な避難等を確保するため、災害時避難行動要支援者支援制度への登録を推進し、「避難行動要支援者個別避難計画」作成マニュアルを参考に、地域における避難支援の推進を図る。

災害における全体の死者のうち 65 歳以上の高齢者の割合が高いことを背景とし、令和 3 年 5 月の災害対策基本法の改正により、これまで取組指針で取り組むこととしていた個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったことから、関係課が連携し、個別避難計画の作成・更新を行う。

(資料3)

避難行動要支援者の「マイ・タイムライン」と「地域タイムライン」

作成日：令和 年 月 日

■災害への備えと個人情報使用の同意について
災害発生時に地域の支援者と安全に避難できるよう、「私に必要なこと」を理解してもらうため、私に関する情報を関係機関・者と共有することに同意します。

氏名 (白紙)	性別	男・女	生年月日	年	月	日	歳	事業所名
住所	電話番号							作成者

災害リスクを知って「逃げるタイミング」を理解しましょう。地域で協力し、「誰ひとり取り残さない避難」へ。

■住まいに起こりうる災害は…ハザードマップで確認を！

☐ 住まい 建築時期	年	月	構造	木造・鉄骨・鉄筋	建て
☐ 洪水	浸水区域内・区域外		浸水深	メートル	
☐ 土砂災害	警戒区域内・区域外				

■ペットを飼っていますか ☐ はい ☐ いいえ

☐ 一緒に避難する

☐ 知人らに預ける (日 前に)

■避難準備にかかる時間は？

☐ 家族等への連絡	分
☐ 持ち出し品の準備	分
☐ 家の戸締まり	分
計	分 ①

■どこに避難しますか

☐ 避難先 1	距離	手段	移動時間
☐ 避難先 2			分 ②
☐ 自宅の浸水しない場所（2階以上など）			分 ③

→ ☐ 手助けが必要 ☐ 手助けは不要

■持ち物リスト

☐ 現金（小銭）	☐ マスク
☐ 保険証	☐ 手指消毒液
☐ 服用薬	☐ 体温計
☐ お薬手帳	☐ 石けん
☐ 携帯電話（充電器も）	☐ 使い捨てビニール手袋
☐ 着替え	☐
☐ タオル	☐
☐ メガネ	☐
☐ 入れ歯	☐
☐ 補聴器	☐
■自宅に必要な備え	
☐ 車いす	☐ 非常食（ ）日分
☐ 杖・シルバーカー	☐ 飲料水（ ）日分
☐	☐ 懐中電灯（電池も）
☐	☐
☐	☐
☐	☐

■避難先 1 へかかる時間（① + ②） 計 分

■避難先 2 へかかる時間（① + ③） 計 分

目安の時間

警戒レベル

3 日前

2 日前

1 日前

半日前

7 時間前

3 時間前

0 時間

・レベル 1

早期注意情報

災害への心構えを高める

大雨・洪水注意報

避難行動を確認

大雨洪水警報等

・レベル 2

・レベル 3

高齢者等は避難開始

・レベル 4

危険な場所から避難

・レベル 5

命を守る行動を！

私の行動

地域（支援者）の行動

□家の周りの点検と片付け

□気象情報の確認を始める

□避難先・避難経路の確認

□水・食料・ガソリン・服用薬などの準備

□避難先（親戚、知人宅）に連絡

□気象情報の確認

□避難経路の確認

□非常用持ち出し袋の準備

□地域の支援者への連絡

□個別避難計画に沿って避難開始

□地区内の役割分担・連絡体制の確認

□避難経路の状況確認

□避難所の防災用品・備蓄品の確認

□要支援者と支援者の予定を確認

□要支援者の所在確認 【誰が： 】

□避難所の開設確認 【誰が： 】

□要支援者に避難準備呼びかけ 【誰が： 】

□要支援者に避難呼びかけ 【誰が： 】

□要支援者の避難誘導開始 【誰が： 】

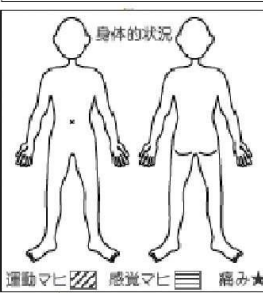
■自由記述欄

C

氏名〔 〕

ケアマニュアル

令和 年 月 日現在

医療・看護(方法・留意点)	視覚・聴覚(方法・留意点)	社会生活技能(方法・留意点)	更衣(方法・留意点)
	移動・移乗(方法・留意点)	補装具・日常生活用具(方法・留意点)	
	精神的支援(方法・留意点)	 身体的状況 運動マヒ 感覚マヒ 認知マヒ	入浴(方法・留意点)
食事(方法・留意点)			摂食(方法・留意点)



「災害時避難行動要支援者個別避難計画」作成マニュアル

平成 24 年（2012 年）3 月作成
一部改定 令和 6 年（2024 年）9 月
編集・発行 彦根市福祉保健部社会福祉課

（問い合わせ先）

〒522-0041 滋賀県彦根市平田町 670
TEL:0749-23-9590 FAX:0749-26-1768
E-mail:shakaifukushi@ma.city.hikone.shiga.jp